

○立川市高齢者あんしん見守り支援事業実施要綱

平成31年4月1日要綱第74号

改正

令和2年3月31日要綱第41号

立川市高齢者あんしん見守り支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者等の家庭内での緊急事態の不安を解消するとともに、その生活の安全を確保するため、高齢者あんしん見守り支援事業（以下「事業」という。）を実施し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてあんしん見守り機器とは、ひとり暮らしの高齢者等がその家庭内での緊急事態の発生又は当該機器の操作履歴等を家族、知人等に知らせることができる物であって、別表第1に定める種目に応じて同表に定めるものをいう。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) あんしん見守り機器設置費等助成 第5条の規定によりあんしん見守り機器を取り扱う事業者として登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）からあんしん見守り機器を利用するに当たって要する設置費及び初期費用（設置費及び初期費用が不要の場合は、利用料の1箇月分）の一部又は全部をひとり暮らしの高齢者等に助成するもの
- (2) あんしん見守り機器利用料助成 登録事業者からあんしん見守り機器を利用するに当たって要する利用料の一部又は全部をひとり暮らしの高齢者等に助成するもの

(助成対象額)

第4条 前条第1号に掲げるあんしん見守り機器設置費等助成（以下「あんしん見守り機器設置費等助成」という。）は、別表第1に定める種目に応じて同表に定める限度額又は助成対象経費のいずれか少ない額（以下「助成対象額」という。）の100分の90に相当する額を助成金として申請者に支給するものとする。ただし、当該助成の申請者が次の各号に掲げる世帯に属する者である場合は、助成対象額の100分の100に相当する額を助成金として当該申請者に支給するものとする。

- (1) 申請日の属する年度（申請の時期が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の世帯全員の市民税が非課税の世帯
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯

2 前条第2号に掲げるあんしん見守り機器利用料助成（以下「あんしん見守り機器利用料助成」という。）は、別表第2に定める種目に応じ同表に定める限度額又は助成対象経費のいずれか少ない額とする。

（事業者の登録）

第5条 この要綱によるあんしん見守り機器を取り扱う事業者として登録を受けたい者は、あんしん見守り機器取扱業者登録申請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による提出があつたときは、速やかに登録の可否を決定し、あんしん見守り機器取扱業者登録決定通知書兼登録証（第2号様式）により当該事業者に通知するものとする。

（対象者）

第6条 あんしん見守り機器設置費等助成を受けることができるひとり暮らし高齢者等（以下「機器設置費等助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、あんしん見守り機器と同等の性能を有する物を現に所有している者は、助成を受けることができない。

- (1) 70歳以上の一人暮らしの者
- (2) 70歳以上の者のみで構成される世帯に属する者であつて、要介護状態のもの又はその介護者
- (3) 同居者の就労等の理由により、6時間以上1人で住居にいる日が週3日以上ある70歳以上の者
- (4) 同居者の就労等の理由により、6時間以上70歳以上の者のみで住居にいる日が週3日以上ある要介護状態の者
- (5) その他特にあんしん見守り機器が必要と認められる者

2 あんしん見守り機器利用料助成を受けることができるひとり暮らし高齢者等（以下

「機器利用料助成対象者」という。)は、あんしん見守り機器設置費等助成により別表第1に定める救急代理通報型に係る助成を受けた者であって、介護者の死亡その他の事情の変化により次の各号に掲げる事業の対象者の要件に該当することとなったものとする。

(1) 立川市高齢者シルバーホンシステム事業実施要綱(平成15年4月1日市長決定)

に規定する高齢者シルバーホンシステム事業

(2) 立川市高齢者救急通報システム事業実施要綱(昭和63年9月1日市長決定)に規

定する高齢者救急通報システム事業

(申請)

第7条 あんしん見守り機器設置費等助成を受けようとする者は、あんしん見守り機器設置費等助成申請書(第3号様式)を提出するものとする。

2 あんしん見守り機器利用料助成を受けようとする者は、あんしん見守り機器利用料助成申請書(第4号様式)及びあんしん見守り機器利用料助成に係る確認書(第5号様式)を提出するものとする。

(助成の決定)

第8条 前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、あんしん見守り機器設置費等助成決定(不決定)通知書(第6号様式)により申請者に通知するとともに、助成の決定をしたときは、あんしん見守り機器設置費等助成通知書(第7号様式)により当該助成の決定に係る登録事業者に通知するものとする。この場合において、助成の決定は、同一世帯内で1回限りとする。

2 前項後段の規定にかかわらず、個人が携帯して利用するあんしん見守り機器に係る助成の決定については、当該助成の決定を受けた者ごとに1回限りとする。

3 前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、あんしん見守り機器利用料助成決定(不決定)通知書(第8号様式)により申請者に通知するとともに、助成の決定をしたときは、あんしん見守り機器利用料助成通知書(第9号様式)により当該助成の決定に係る登録事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条第1項の規定による助成の決定があったときは、あんしん見守り機器設置費等助成金請求書(第10号様式)にあんしん見守り機器の利用に係る契約書及び領収書等の写しを添えて提出するものとする。

2 前条第3項の規定による助成の決定があったときは、当該助成の決定に係る登録事業者は、請求書を提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

……略……

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の立川市高齢者あんしん見守り支援事業実施要綱第2条に規定するあんしん見守り機器を取り扱う事業者の登録は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

別表第1 (第2条・第3条・第4条・第6条・第8条関係)

種目	限度額	助成対象経費	性能等
救急代理通報型	13,000円	設置費及び初期費用	自宅内に取り付けたあんしん見守り機器及びそれに附属するペンダント等で、非常時に一動作で警備会社等に通報でき、又は一定時間に操作等がない場合に警備会社等に通報されるとともに救急車等の出動要請を行うことができるもの
その他	8,000円	設置費及び初期費用 (設置費及び初期費用が不要の場合は、利用料の1箇月分)	あんしん見守り機器を操作し、又は一定時間に操作等がないことで、あらかじめ登録された者へ緊急事態又は当該機器の操作履歴等を通知できるもの

別表第2（第4条関係）

種目	限度額	助成対象経費
自宅取付型	1月当たり3,500円 に消費税及び地方 消費税に相当する 額を加えて得た額	利用料月額